

令和4年度互助会事業について、その概要をお知らせします。

静岡市では、「地方公務員法第42条」の厚生福利制度と静岡市職員互助会条例に基づき、職員の福利厚生事業を行うために静岡市職員互助会が組織されています。

静岡市職員互助会は、会員相互の親睦及び福利増進を図ることを目的として、市長部局・教育委員会（教職員は除く）・消防・上下水道・労働組合・公社・互助会などの職員で構成されています。

令和4年度の互助会の運営については、会員7,106人（令和3年9月1日現在）の互助会費（基本給月額1,000分の5を毎月徴収）とその他自己財源及び公費（予算の定める額）を原資として実施します。

令和4年度の互助会の業務経理（公費の入る経理）の予算は次のようになっています。

総額 242,920千円（令和3年度は260,994千円） 6.9%の減

主な収入の内訳		割合
自己財源	184,690千円	76.03%
（会費	129,140千円	53.16%
（その他	55,550千円	22.87%
各種事業に充当される公費（交付金）	35,348千円	14.55%

（各種事業に充当される額としての会員1人当たりの公費の年負担額は4,974円です。）

互助会の事業内容

（給付事業） 会費のみで行う事業です。

会員同士の相互扶助として、記念となる節目や家族の不幸等に対して、儀礼上の範囲内で次のような祝金、見舞金、記念品等の給付事業を行っています。（在会25年祝賀事業を含む。）

就学祝金（小中）	28,000円
卒業祝金（中）	28,000円
傷病見舞金	10,000～30,000円
災害見舞金	50,000～200,000円
退会せん別金	在職年数により7区分で支給（最大10万円）
在会25年祝賀事業	祝賀会と30,000円（旅行券）

(福利厚生事業) 会費(自主財源を含む)と交付金の折半で行う事業です。

会員の保健、元気回復、その他の厚生事業等に対して互助会が支援するものであり、主に次のような福利厚生事業を行っています。(祝金の一部を含む。)

結婚祝金	50,000円
出産祝金	30,000円 (夫婦会員の場合は、子の母に30,000円、子の父に15,000円)
弔慰金(会員死亡)	100,000円
(配偶者)	100,000円
(会員の被扶養者)* 配偶者を除く。	30,000円
(会員の実父母等)* 被扶養者を除く。	10,000円
(弔花)	15,000円(会員のみ)
退会者の集い	10,000円程度

スポーツクラブ利用補助(ラベック静岡、来・て・こ、清水テルサ)

カフェテリアプラン

福利厚生メニューの中から選択し、与えられたポイントの中で実施する事業です。

例: 人間ドック、スポーツ観戦、自己啓発、育児・介護など

1人20ポイント(1ポイント1,000円換算)

会員の親睦と元気回復を支援するために、次のような文化体育事業も行っています。

体育大会(ボウリング、卓球、バレーボール)、一日体験講座、サークル活動助成

その他公費の入らない経理として次の2つがあります。

収益経理	保険事業	会員の生命保険・損害保険の団体扱いを行っています。
	物資事業	市民の利便と会員の福利厚生に資するため食堂の委託運営を行っています。

貸付経理 会員の生活厚生資金や家屋の新築等により資金が必要となった場合、次のような貸付事業を行っています。

・生活支援・教育資金・住宅資金・出産資金など

以上が静岡市職員互助会事業の概要です。

— お問い合わせ —

総務局 職員厚生課

Tel (054)221-1380

E-Mail shokuin@city.shizuoka.lg.jp